器具及び容器包装の規格試験の検査結果(令和5年度)

食器や調理器具、包装材などは、食品と直接接触して使用されることから、一部が剥離又は化学物質が溶出して食品が汚染される可能性があります。そのため食品に接触する器具及び容器包装については食品衛生法で規格が設定されており、この規格に適合している必要があります。

令和5年度に医療局食品専門監視班及び各区福祉保健センターが市内で収去した合成樹脂製の容器 包装等26検体について、器具及び容器包装の規格試験を行いました(表1)。

検査の結果、すべての検体が規格に適合していました。

表1 器具及び容器包装の規格試験の検体数と項目数(令和5年度)

	検体	検体数	検査項目数	検査項目							
				一般	材質	試験	溶出試験				
材質				着色料	カドミウム	鉛	重金属	過マンガン酸カリウム消費量	アンチモン	ゲルマニウム	蒸発残留物
ポリエチレン樹脂	フリーザーバッグ、クリーム しぼり袋、ソフトまな板、手 袋、ポリ袋等	8	48	8	8	8	8	8			8
ポリプロピレン樹脂	惣菜容器、フリージングブ ロックトレー、ストロー等	8	48	8	8	8	8	8			8
ポリエチレン及び ポリプロピレン樹脂	ストロー	3	18	3	3	3	3	3			3
ポリエチレンテレフタ レート樹脂			56	7	7	7	7	7	7	7	7
合計		26	170	26	26	26	26	26	7	7	26

【規格について】

器具及び容器包装又はこれらの原材料は、許可された着色料以外が溶出しないように規定されています(原材料一般の規格)。また、材質・使用用途別に規格が設定されており、材質試験と溶出試験を実施して評価します。材質試験は検体中に含まれている化学物質、溶出試験は検体から溶け出す化学物質を測定します。参考に、今回検査した材質の規格を示しました(表2)。

表 2 器具若しくは容器包装又はこれらの原材料の一般及び材質別規格

種類		項目	規格					
一般		着色料	食品衛生法施行規則別表第1掲載品目に掲る着色料以外の化学的合成品たる着色料を含むものであってはならない。ただし、着色料が出または浸出して食品に混合するおそれがなように加工されている場合はこの限りではない					
ポリエチレン及び ポリプロピレン樹脂*	材質試験	カドミウム	100 µ g/g 以下					
		鉛	100 μ g/g 以下					
	溶出試験	重金属	鉛として 1 µ g/mL 以下					
		過マンガン酸カリウム消費量	10 μ g/mL 以下					
		蒸発残留物	30 µ g/mL 以下					
ポリエチレンテレフ タレート樹脂	材質試験	カドミウム	100 µ g/g 以下					
		鉛	100 μ g/g 以下					
	溶出試験	重金属	鉛として 1 µ g/mL 以下					
		過マンガン酸カリウム消費量	10 μ g/mL以下					
		アンチモン	0.05 μ g/mL 以下					
		ゲルマニウム	0.1 μ g/mL 以下					
		蒸発残留物	30 μ g/mL 以下					

^{*} ポリエチレン単一の樹脂とポリプロピレン単一の樹脂も、同一の規格です。

【 理化学検査研究課 食品添加物担当 】